

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中之条町長 外丸 茂樹

市町村名 (市町村コード)	中之条町 (104213)
地域名 (地域内農業集落名)	名久田地区 (名久田村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月15日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化、担い手となる後継者不足が深刻な状況となっていることから、地域の実情に即した経営体の育成、新たな農地の受け手の確保が課題となっている。

農地が傾斜地であること、畔が高いこと、不整形地等、中山間地域特有の農地形状であり集約化が進んでいない為、ほ場整備や土地改良と併せて農道・用排水路の整備が必要である。

農作物に対するシカ・イノシシ等による有害鳥獣被害が多く問題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心経営体、多面的機能支払い交付金・中山間地域等直接支払交付金締結組織が中心となり、地域と一体となって集落内の農地の維持管理を行う。

高齢農家の農地を地域の中核農家に集積することで、作業の効率化・省力化を図る。

町外含め地域外からの担い手や新規就農者、定年退職による帰農者を積極的に受け入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	304 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	162 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
貸付け等の意向が確認された農地は、農地所有者の意向も考慮した上で、認定農業者などの中心となる農業者に集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手受け手にかかわらず農地中間管理機構を積極的に活用し、認定農業者などの中心となる農業者に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業などを活用した農用地の大区画化・汎用化等を検討していく必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者及び帰農者の確保に努め、県・町・JAが連携し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化や安定した収穫が期待できるカメムシ対策等の防除作業のほか、農業支援サービス事業体などの活用も視野に検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ワイヤーメッシュ柵や電気柵等を設置し防護対策を施す事のほか、除草作業を徹底することで有害鳥獣の侵入を防ぐことや地域の有害鳥獣捕獲隊との連携により駆除することも重要となる。